

調達要求番号：6NN31A35102

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
食器洗浄及び清掃作業部外委託	2	
	作成	令和7年12月17日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	船岡駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の船岡駐屯地（以下「官側」という。）食堂において実施する食器洗浄作業、食堂清掃作業などの部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) 契約担当官

食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて補助者として食器洗浄及び清掃作業の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

食器洗浄及び清掃作業の部外委託契約を請け負う者

e) 作業従事者

この役務に直接従事する者

f) 現場責任者

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材を使用して、食器・配食缶類の洗浄、食堂（事務室、厨房及び糧食倉庫を除く。）の清掃及びこれらに付随する作業、並びに作業量の減少に伴う付荷作業をおこなうものである。駐屯地において、洗浄する食器・食缶類の標準的な種類及び数量は表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、喫食時間及び使用する食器の変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

また、停電及び洗浄器材の故障等により器材を使用できない場合は手洗いにより洗浄する。

なお、天候急変、災害等による不測事態に対応しうる勤務態勢を確立すること。

2 役務に関する要求

2.1 作業の条件

2.1.1 受託者の作業条件

受託者の作業条件は、安全管理・衛生管理を重視し、次によるものとする。

- a) 日々の作業において、現場責任者を1名配置するものとし、官側が示す予定喫食者数等に応じ、別紙第1「令和6、7年度における食数及び作業従事者数の参考値」及び別紙第2「船岡駐屯地隊員食堂等における食器洗浄人員の配置」を基準として、作業従事者を適切に配置するものとする。
- b) 作業従事者については、身元保証が確実なことを確認したうえで編成するとともに事故防止、秘密保全その他関係法令などを厳守するものとする。

- c) 受託者の経費負担は、次のとおりとし、作業に必要な消耗品等は業務の受託中不足がないよう準備するものとする。**別紙第3**に基準を示す。
 - 1) 作業用被服類、食器洗浄及び食堂清掃などの作業に必要な消耗品
 - 2) 各種検査、保健衛生用消耗品
 - 3) その他、官側の準備するもの以外全て
- d) 器材などの使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
 - 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者自らが器材などを使用して負傷した場合は、受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、器材の故障を未然に防止する。なお、施設及び器材などの維持、修理は原則として官側の負担とする。
- e) 本役務の実施に伴い、故意又は過失によって施設又は器材などに損害を与えた場合は、速やかに監督官又は検査官に報告するとともに、受託者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- f) 使用する施設及び器材などは、本業務以外に使用してはならない。

2.1.2 作業従事者の服務

作業従事者の船岡駐屯地内における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

2.1.3 作業従事者の作業条件

作業従事者の作業条件は、次による。

- a) 日本国籍を持ち、心身ともに作業に支障のない者。
- b) 現場責任者は、勤務時間中、所在を明確にするため常時腕章またはこれに類するもの（帽子等）を装着する。

2.2 作業の内容

2.2.1 食器・配食缶類の洗浄及びこれに付随する作業

- a) 喫食後の食器類を食器洗浄機、洗剤などを使用して洗浄し、食器かごなどに分類・整理して収納の上、指定の場所に格納する。この際、食器かご及び食器消毒保管庫などの保管器材が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- b) 配食後の食缶類を水槽、洗剤などを使用して洗浄し、指定の場所に格納する。この際、保管棚などの保管容器が汚れている場合は洗浄・手入れする。
- c) 食器洗浄機、水槽、その他洗浄に使用した器材・用具は、使用後に洗浄・手入れし、指定の場所に格納する。
- d) 作業終了後、食器洗浄室を清掃する。

2.2.2 食堂（事務室、厨房及び糧食保管庫を除く。）の清掃及びこれに付随する作業

- a) 喫食終了後、食卓、椅子、食卓備付品などを雑巾又は布巾を使用して清掃する。
- b) 喫食終了後、食堂の床、ドアなどを清掃器材・用具を使用して清掃する。特に汚れている箇所は水洗いする。
- c) 作業終了後、清掃器材・用具を手入れし、指定の場所に格納する。

2.3 作業量

2.3.1 洗浄する食器・食缶類の種類及び数量は、表1を基準とする。

表 1 標準的な食器・食缶類の種類及び数量

月								
作業区分 種 類		1 日当たりの平均予定数量						
		平日			休日			
		朝食	昼食	夕食	朝食	昼食	夕食	
食器類	飯 わ ん	290 個	410 個	310 個		140 個	150 個	
	汁 わ ん	290 個	410 個	310 個		140 個	150 個	
	菜皿又は洋皿	290 個	360 個	290 個		140 個	150 個	
	小 皿	70 個	270 個	200 個		90 個	100 個	
	小 鉢	110 個	390 個	280 個		120 個	120 個	
	湯 の み	290 個	410 個	310 個		140 個	150 個	
	盆	290 個	410 個	310 個		140 個	150 個	
	は し	290 個	410 個	310 個		140 個	150 個	
食缶類	食缶（飯用）		2 個	2 個		2 個	2 個	
	食缶（汁用）		2 個	2 個		2 個	2 個	
	食缶（菜用）		5 個	5 個		5 個	5 個	
注 記		1 休日等の朝食は部隊配食（パン等）基準。災害等の不測事態等により、温食になる場合がある。						
		2 災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間の変更をする場合がある。						
		3 休日等を活用し特別洗浄を実施するものとする。						

※ 4 月から 9 月までの間、新隊員教育が予定され喫食者が増加する。

※ 各種競技会及び、予備自衛官招集訓練等により喫食人員が増加する。

2.3.2 各食後に清掃する食堂の面積及び食卓・椅子などの数量は、**表 2**を基準とする。

表 2

区 分	面積又は数量
食 堂	5 7 8 . 0 0 m ²
食 器 洗 浄 室	6 1 . 8 0 m ²
食 卓	8 3 台
い す	3 3 2 個
食 卓 備 付 品	2 4 9 組

2.4 作業開始時刻及び終了時刻は、**表 3**を基準とする。

表 3

区 分	開始時刻	終了時刻
朝 食 作 業	0 6 時 0 0 分 (0 9 時 3 0 分)	1 0 時 3 0 分 (1 1 時 3 0 分)
昼 食 作 業	1 1 時 0 0 分 (1 1 時 3 0 分)	1 3 時 4 0 分 (1 3 時 0 0 分)
夕 食 作 業	1 4 時 0 0 分 (1 4 時 0 0 分)	1 8 時 3 0 分 (1 8 時 0 0 分)

※ () は休日等の勤務時間とする。

※ 災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間の変更をする必要がある場合、官側との調整に基づき柔軟に対応するものとする。

※ 休日（土、日、祝日）等の朝食は部隊配食（パン食）を基準とするが、災害等の突発事態、訓練等により食数の増減、食事時間を変更等する場合、官側との調整に基づき柔軟に対応するものとする。（細部については、その都度協議する）

※ 厨房整備日（毎月末最終金曜日の午後（基準））の作業は、仕様書の**表 1**及び**表 2**の作業を基準とし、細部については監督官と現場責任者の協議による。

（別紙第4「駐屯地隊員食堂・厨房平面図」及び、別紙第5「令和5年度作業日程表（基準）」参照）

2.5 その他

- a) 受託者は、本役務の実施に際して施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。
- b) 受託者及び作業従事者等は、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。

3 監督及び検査

- a) 各作業の実施時間、作業要領などについて監督官から調整を受けた場合には、現場責任者は適切に対応するものとする。
- b) 各食の作業が終了したときは、検査官から次の判定基準に基づき検査を受けるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数及び配置基準等に基づき、業務を履行するに足る作業従事者等が確保されていたか
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢は確立されていたか
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみは良好だったか
朝、昼、夕各食の食器洗浄作業時	食器、食缶等の洗浄状況	官側の指定した要領に基づき、食器、食缶等の洗浄・手入れを行ったか
		指定した数量の食器、食缶等を、時間内に洗浄したか
朝、昼、夕各食の清掃作業時	清掃状況	官側の指定した要領に基づき、食器洗浄室、食卓、椅子及び食卓備付品の清掃を行ったか
朝、昼、夕各食の作業終了時	器具・用具等の洗浄状況等	官側の指定した要領・頻度に基づき、器具等の洗浄・清掃・格納がなされていたか
		器具等の員数は不足していなかったか

4 その他の指示

4.1 衛生に関する事項

- a) 安全な給食を安定供給するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。
 - 1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
 - 2) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - 3) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
 - 4) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付け衛食第85号別添）
 - 5) 宮城県で定める食品衛生に関する条例（令和3年6月1日）

- b) 作業従事者に係わる食中毒などが発生し、損害賠償が求められるなど官側が損害を被った場合には、受託者が官側に対し損害賠償の責任を負う。
- c) 受託者は、官側がマニュアル別紙に示す従業者などの衛生管理点検表の点検項目に不備を確認し、不適格と指示した者は、就業させてはならない。
- d) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症罹患からの復帰に関しては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）に基づくとともに、PCR検査等に必要な検査費用等は、受託者の負担によるものとする。

4.2 提出書類

受託者が官側に提出する書類は、表4のとおりとする。

表 4

提出書類	提出頻度	提出時期	備 考
作業従事者一覧	年1回	業務開始20日前まで	提出後、従事者に変更があればその都度提出する。様式随意
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月25日まで（ただし、受託年度4月分は業務開始の7日前まで）	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。（10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。） 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 作業従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者勤務割振表（勤務予定表）	月1回	翌月分を前月25日まで	1 受託年度4月分は業務開始の10日前まで 2 作業従事者に変更があればその都度提出する。様式随意
衛生教育実施報告書	月1回以上	教育実施後翌月5日まで	1 実施日時 2 実施内容 3 実施結果 様式随意
作業完了届	月1回	当月分を翌月10日まで	表5

※ 衛生教育実施報告書

大量調理施設衛生管理マニュアルを準拠とし、令和3年6月施行のHACCPの制度化にともなう衛生管理の徹底を図るものである。

4.3 仕様書に関する事項

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合、契約担当官と協議するものとする。

5 その他の遵守事項

5.1 更衣室及び休憩場所は官側との調整による。この際、更衣室等については清掃・整頓し、保清に心掛けるものとする。

5.2 駐屯地内での喫煙は、必ず指定された場所で喫煙するものとする。

5.3 作業従事者の出入門等

a) 面会証による出入門は、面会証の交付を受け立ち入るものとする。

b) 入門許可証による出入門は、官側に入門許可を申請し、交付を受けたものについては、入門許可証により出入門する。紛失した場合は速やかに官側に報告するものとする。

c) 車両による出入門は、官側の許可を受けるものとし、駐車場においては官側が示す場所とする。状況によっては車の乗り入れを制限する場合がある。

d) 入門手続き等にかかる諸費用は、契約相手方の負担で行うものとする。

e) 駐屯地内で行動できる場所は、食堂内、厚生センター及び休憩所とする。

5.4 駐屯地内での行動規制

a) 放火、破壊、窃盗等刑法に抵触する行為

b) 本役務に関する以外の写真撮影

c) 販売、宣伝、布教活動

d) 盗聴器等の設置

e) その他の違法行為

表 5 作業完了届

船岡駐屯地業務隊
補給科 糧食班長 殿
(役務検査官)

受託者住所
氏 名 社印

下記のとおり役務が完了したのでお届けします。

件 名	食器洗浄及び清掃作業部外委託	
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日 日	
不履行期間	平日 日	休日 日

令和 6 年度における食数及び作業従事者数の実績値（1 2 月分）

1 2 月 合計 (平日)	朝	2687	15	30	—	584	89.6
	昼	4820	22	75			64.3
	夕	2943	22	51			57.7
	計	10450	59	156			—
1 2 月 合計 (休日)	朝	0	0	0	—	135	0.0
	昼	651	9	16			40.7
	夕	489	9	16			30.6
	計	1140	18	32			—

上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力

食数の 変動	平日朝	最大値	216	最小値	133	平均値	122
	平日昼	最大値	312	最小値	46	平均値	219
	平日夕	最大値	255	最小値	47	平均値	133
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	135	最小値	47	平均値	72
	休日夕	最大値	73	最小値	46	平均値	54

令和 6 年度における食数及び作業従事者数の実績値（1 月分）

1 月合計 (平日)	朝	3638	16	32	—	569	113.7
	昼	4999	19	73			68.5
	夕	3342	19	50			66.8
	計	11979	54	155	—	569	—
1 月合計 (休日)	朝	0	0	0	—	135	0.0
	昼	511	9	18			28.4
	夕	531	9	18			29.5
	計	1042	18	36	—	135	—
上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力							
食数の 変動	平日朝	最大値	265	最小値	0	平均値	173
	平日昼	最大値	358	最小値	0	平均値	238
	平日夕	最大値	277	最小値	0	平均値	159
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	104	最小値	49	平均値	51
	休日夕	最大値	95	最小値	48	平均値	53

令和 6 年度における食数及び作業従事者数の実績値（2 月分）

2 月合計 (平日)	朝	3806	19	38	—	619	100.2
	昼	5185	19	74			70.1
	夕	3190	19	47			67.9
	計	12181	57	159	—	619	—
2 月合計 (休日)	朝	0	0	0	—	150	0.0
	昼	582	10	20			29.1
	夕	536	10	20			26.8
	計	1118	20	40	—	150	—
上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力							
食数の 変動	平日朝	最大値	268	最小値	139	平均値	211
	平日昼	最大値	330	最小値	153	平均値	288
	平日夕	最大値	231	最小値	59	平均値	177
	休日朝	最大値	217	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	82	最小値	50	平均値	58
	休日夕	最大値	61	最小値	50	平均値	54

令和 6 年度における食数及び作業従事者数の実績値（3 月分）

3 月合計 (平日)	朝	4379	20	40	—	608	109.5
	昼	6192	20	74			83.7
	夕	3685	19	48			76.8
	計	14256	59	162	—	608	—
3 月合計 (休日)	朝	0	0	0	—	165	0.0
	昼	656	11	31			21.2
	夕	651	9	23			28.3
	計	1307	20	54	—	165	—

上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力

食数の 変動	平日朝	最大値	318	最小値	124	平均値	219
	平日昼	最大値	471	最小値	66	平均値	310
	平日夕	最大値	323	最小値	52	平均値	184
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	129	最小値	49	平均値	60
	休日夕	最大値	120	最小値	49	平均値	59

令和 7 年度における食数及び作業従事者数の実績値（4 月分）

4 月合計 (平日)	朝	3002	17	34	—	547	88.3
	昼	5274	21	66			79.9
	夕	3110	21	49			63.5
	計	11386	59	149	—	547	—
4 月合計 (休日)	朝	0	0	0	0	120	0.0
	昼	951	9	17			55.9
	夕	558	9	15			37.2
	計	1509	18	32	—	120	—

上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力

食数の 変動	平日朝	最大値	260	最小値	0	平均値	143
	平日昼	最大値	468	最小値	48	平均値	251
	平日夕	最大値	276	最小値	53	平均値	148
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	449	最小値	48	平均値	106
	休日夕	最大値	110	最小値	47	平均値	62

令和 7 年度における食数及び作業従事者数の実績値（5 月分）

5 月合計 (平日)	朝	2618	17	36	—	538	72.7
	昼	3959	19	65			60.9
	夕	2326	19	40			58.2
	計	8903	55	141	—	538	—
5 月合計 (休日)	朝	0	0	0	—	165	0.0
	昼	597	11	22			27.1
	夕	565	11	22			25.7
	計	1162	22	44	—	165	—

上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力

食数の 変動	平日朝	最大値	179	最小値	0	平均値	131
	平日昼	最大値	263	最小値	43	平均値	198
	平日夕	最大値	172	最小値	43	平均値	116
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	107	最小値	48	平均値	54
	休日夕	最大値	72	最小値	47	平均値	51

令和 7 年度における食数及び作業従事者数の実績値（6 月分）

6 月合計 (平日)	朝	3288	21	42	—	504	78.3
	昼	5060	21	63			80.3
	夕	3045	21	42			72.5
	計	11393	63	147	—	504	—
6 月合計 (休日)	朝	0	0	0	—	135	0.0
	昼	466	9	18			25.9
	夕	465	9	18			25.8
	計	931	18	36	—	135	—

上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力

食数の 変動	平日朝	最大値	208	最小値	115	平均値	157
	平日昼	最大値	300	最小値	173	平均値	241
	平日夕	最大値	223	最小値	50	平均値	145
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	76	最小値	45	平均値	52
	休日夕	最大値	78	最小値	45	平均値	52

令和 7 年度における食数及び作業従事者数の実績値（7 月分）

7 月合計 (平日)	朝	3937	18	44	—	537	89.5
	昼	5751	22	66			87.1
	夕	3771	22	46			82.0
	計	13459	62	156	—	537	—
7 月合計 (休日)	朝	0	0	0	—	135	0.0
	昼	659	9	18			36.6
	夕	619	9	18			34.4
	計	1278	18	36	—	135	—

上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力

食数の 変動	平日朝	最大値	226	最小値	140	平均値	179
	平日昼	最大値	329	最小値	213	平均値	261
	平日夕	最大値	245	最小値	80	平均値	171
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	97	最小値	49	平均値	73
	休日夕	最大値	92	最小値	48	平均値	69

令和 7 年度における食数及び作業従事者数の実績値（8 月分）

8 月合計 (平日)	朝	3096	15	32	—	500	96.8
	昼	4758	20	62			76.7
	夕	2989	20	47			63.6
	計	10843	55	141	—	500	—
8 月合計 (休日)	朝	0	0	0	—	165	0.0
	昼	691	11	24			28.8
	夕	582	11	24			24.3
	計	1273	22	48	—	165	—

上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力

食数の 変動	平日朝	最大値	246	最小値	0	平均値	155
	平日昼	最大値	429	最小値	40	平均値	238
	平日夕	最大値	270	最小値	43	平均値	149
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	180	最小値	45	平均値	63
	休日夕	最大値	92	最小値	44	平均値	53

令和 7 年度における食数及び作業従事者数の実績値（9 月分）

9 月合計 (平日)	朝	3366	20	40	—	526.5	84.2
	昼	4412	20	66			66.8
	夕	2901	20	47			61.7
	計	10679	60	153	—	526.5	—
9 月合計 (休日)	朝	0	0	0	—	150	0.0
	昼	533	10	20			26.7
	夕	720	10	20			36.0
	計	1253	20	40	—	150	—

上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力

食数の 変動	平日朝	最大値	225	最小値	74	平均値	168
	平日昼	最大値	324	最小値	68	平均値	221
	平日夕	最大値	225	最小値	61	平均値	145
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	85	最小値	45	平均値	53
	休日夕	最大値	166	最小値	47	平均値	72

令和7年度における食数及び作業従事者数の実績値（10月分）

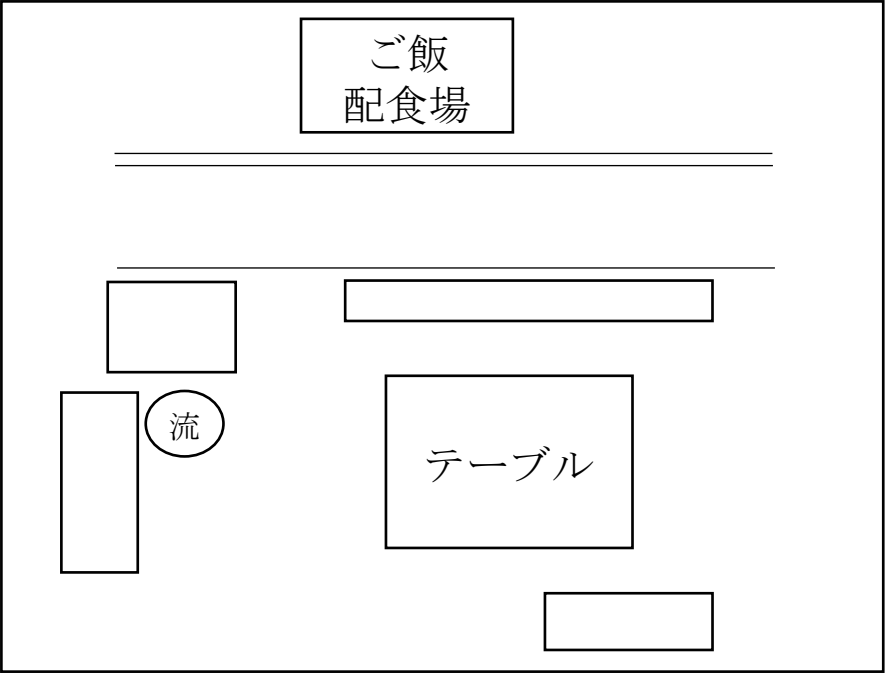
10月 合計 (平日)	朝	3586	22	44	—	561	81.5
	昼	5155	22	772			6.7
	夕	3178	21	46			69.1
	計	11919	65	862	—	561	—
10月 合計 (休日)	朝	0	0	0	—	135	0.0
	昼	660	9	18			36.7
	夕	649	9	18			36.1
	計	1309	18	36	—	135	—
上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力							
食数の 変動	平日朝	最大値	231	最小値	129	平均値	163
	平日昼	最大値	296	最小値	183	平均値	234
	平日夕	最大値	231	最小値	53	平均値	145
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	154	最小値	48	平均値	73
	休日夕	最大値	120	最小値	48	平均値	72

令和7年度における食数及び作業従事者数の実績値（11月分）

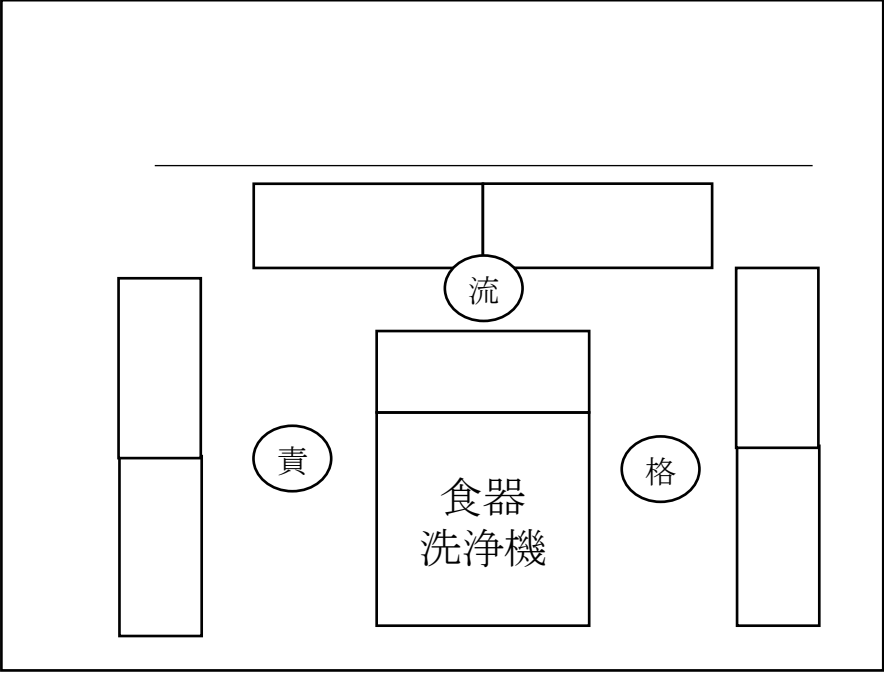
11月 合計 (平日)	朝	3084	18	36	—	456.5	85.7
	昼	4383	18	59			74.3
	夕	2691	17	37			72.7
	計	10158	53	132	—	456.5	—
11月 合計 (休日)	朝	0	0	0	—	180	0.0
	昼	583	12	24			24.3
	夕	599	12	24			25.0
	計	1182	24	48	—	180	—
上記の合計の赤字の数字（食数、作業人員、総作業時間）を方面集計表に入力							
食数の 変動	平日朝	最大値	185	最小値	153	平均値	171
	平日昼	最大値	289	最小値	195	平均値	244
	平日夕	最大値	198	最小値	53	平均値	150
	休日朝	最大値	0	最小値	0	平均値	0
	休日昼	最大値	53	最小値	46	平均値	49
	休日夕	最大値	57	最小値	46	平均値	50

船岡駐屯地食堂における食器洗浄人員の配置（基準）

【幹部食堂】



【洗浄室】

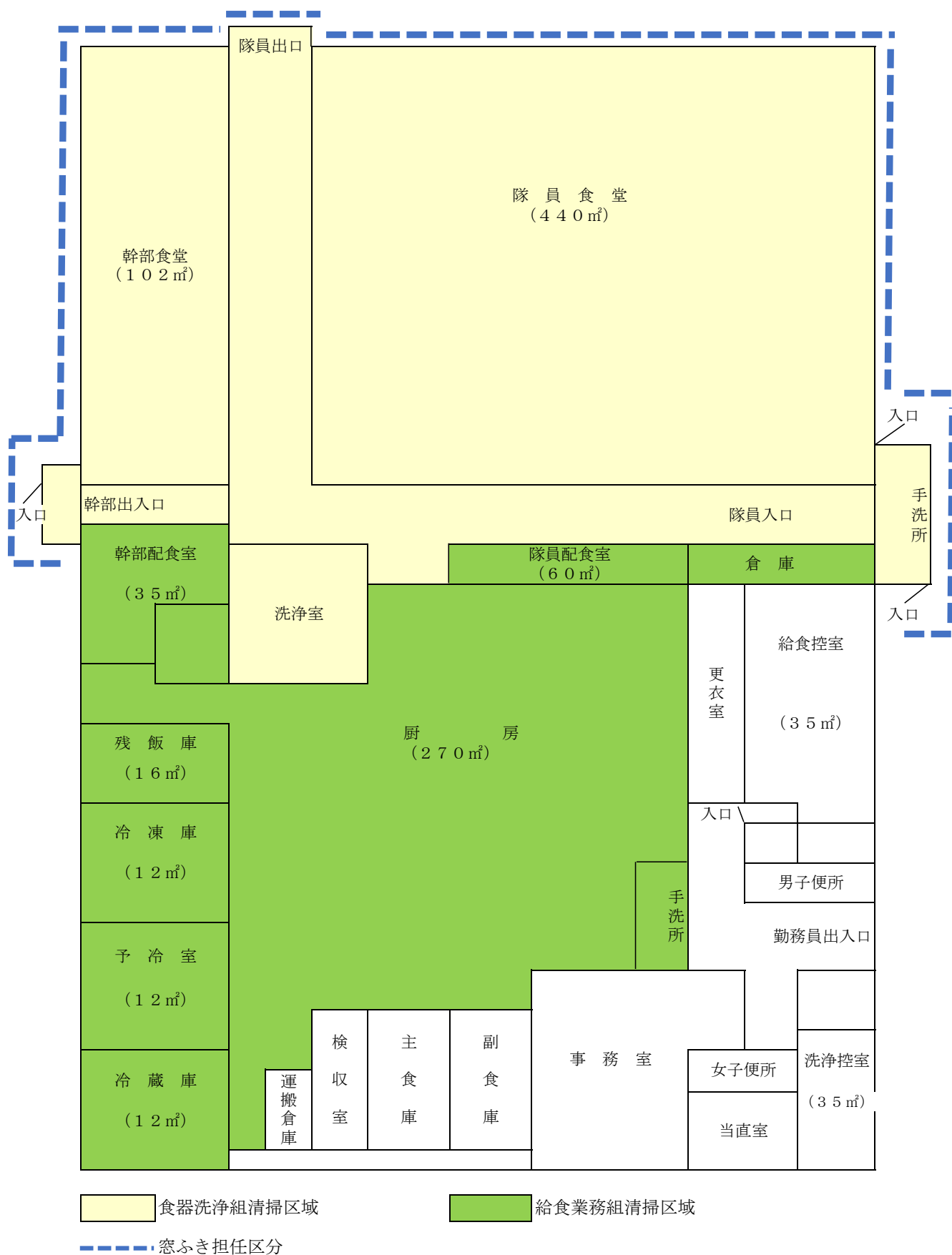


主な任務等		人数	総合計
責	現場責任者（全般指示、食器格納兼任）	1名	4名
流	シンクに溜まった食器等を食器洗浄機に流し入れ担当	2名	
格	洗浄が完了した食器等をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納担当	1名	

食器洗浄及び清掃作業消耗品等一覧表（基準）

区分	No	品 名	年間所要量	単位	規格	備 考
被服類	1	白衣上衣（ユニホーム）	15	着	長袖、半袖	
	2	白衣下衣（ユニホーム）	15	着		
	3	帽子	10	着		
	4	ビニール前掛け	10	着	胸付	防水エプロン
	5	白長靴	10	足		
	6	シューズ（サンダル等）	15	足		食堂ホール用
食器洗浄・清掃作業に必要な消耗品等	7	ビニールゴム手袋	65	箱	100枚入	ニトリル手袋等
	8	アルコール消毒液	40	本	4.5L	食卓、椅子、卓上品等
	9	使い捨てマスク	50	箱	50枚入	
	10	ポリ袋	12	箱	45L用、600枚入	
	11	タオル	120	枚		白50、青30、黄10、桃30
	12	爪ブラシ	10	個	（SARAYA：商品コード21511等推奨）	個人専用として準備 「厨房出入口ブラシホルダー設置済」
	13	スポンジ	60	個		
	14	がんこたわし	3	個		厨房用
	15	クリームクレンザー	3	本	400g入	
	16	中性洗剤	48	本	4.5Kg	
	17	漂白剤	5	本	3.5Kg	メラニン食器対応
	18	漂白剤	3	本	4.5L	ふきん
	19	マジックリン	5	本		
	20	食器洗浄機用洗剤	20	缶	25Kg	業務用洗浄機専用 （アルカリ性）
	21	洗濯用洗剤	6	箱	2.5Kg	タオル等
	22	マイペット	2	本	4.5L	
	23	ウインドウウォッシャー	2	本		
	24	ほうき	6	本		自在箒（450cm×1・300cm×3） PP等2本
	25	ちりとり	2	個		室内用×1、屋外用×1
	26	モップ	15	本		本体×3、替用×12
	27	モップ絞り器	1	個		
	28	バケツ	13	個		10L×3、15L×10
	29	コロコロ	21	個		本体×1、替え×20
	30	ペダル開閉ダストボックス	1	個	25L	
	31	タオルハンガー	1	台	20枚分	室内物干し
	32	洗濯機	1	台	5Kg	
厨房清掃用	33	高圧洗浄機	1	台	ケルヒャー等	
	34	デッキブラシ	2	本		
	35	水切りワイパー	4	本		本体×2、替えゴム×2
管理用品	36	ペーパータオル	1	箱	タウパーピアンカ（S） 200枚入1ケース35袋	厨房出入口、トイレ等
	37	トイレットペーパー	30	巻		トイレ等

駐屯地隊員食堂・厨房平面図



令和8年度作業日程表(基準)

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

平日時間勤務	20
休日時間勤務	9
厨房整備日	1

6月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

平日時間勤務	21
休日時間勤務	8
厨房整備日	1

8月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

平日時間勤務	19
休日時間勤務	11
厨房整備日	1

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

平日時間勤務	20
休日時間勤務	10
厨房整備日	1

12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

平日時間勤務	21
休日時間勤務	9
厨房整備日	1

2月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28						

平日時間勤務	17
休日時間勤務	10
厨房整備日	1

平日時間勤務	216
休日時間勤務	125
厨房整備日	24

凡例：

	平日時間勤務（土日、祝日を除く日）
	休日時間勤務（土日、祝日、代休取得奨励期間中）
	厨房整備日（毎月最終金曜日、午後整備作業）

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

平日時間勤務	17
休日時間勤務	13
厨房整備日	1

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

平日時間勤務	21
休日時間勤務	9
厨房整備日	1

9月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

平日時間勤務	19
休日時間勤務	11
厨房整備日	1

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

平日時間勤務	18
休日時間勤務	11
厨房整備日	1

1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

平日時間勤務	18
休日時間勤務	12
厨房整備日	1

3月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

平日時間勤務	22
休日時間勤務	8
厨房整備日	1